

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品－売価還元法
- ・商品－個別原価法
- ・原材料－個別原価法

（3）固定資産の減価償却の方法

- ・建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品－一定額法
- ・リース資産該当なし

（4）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－該当なし
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。

（5）社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方式に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

（2）事業区分別内訳表－該当なし

（3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

（4）各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 本部拠点（社会福祉事業）
- イ 豆のちから拠点区分（社会福祉事業）
「就労継続支援B型事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物		40,289,093	972,122	39,316,971

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産） 39,316,971 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	40,289,093	972,122	39,316,971
構築物	1,219,203	72,139	1,147,064
機械及び装置	9,482,736	624,839	8,857,897
車輛運搬具	754,524	100,075	654,449
器具及び備品	1,083,171	288,323	1,094,848
合計	53,128,727	2,057,498	51,071,229

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債券の当期末残高
事業未収金	9,465,135	0	9,465,135

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 基本財産 建物

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より譲渡された。

(2) その他の固定資産

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より譲渡された。

(3) 設備等整備積立資産

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より譲渡され、1,271,222円計上している。

(4) 設備資金借入金

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より「独立行政法人福祉医療機構」からの借入金を引き受け、期末残高は18,655,000円である。

(5) 長期運営資金借入金

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より「柳町美恵子理事長」からの借入金を引き受け、期末残高は9,000,000円である。

(6) 事業活動計算書及び貸借対照表における前年度の対比について

・当年度は、社会福祉法人設立年度であることから、前年度の数値は記載していない。

(7) 会計年度について

・当年度は、社会福祉法人設立が7月であることから、計算書類は9ヶ月で作成されている。

計算書類に対する注記（本部）

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法によっている－該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 当拠点におけるサービス区分の内容
 - ・本部（社会福祉事業）

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（豆のちから）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品－売価還元法
- ・商品－個別原価法
- ・原材料－個別原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品一定額法
- ・リース資産該当なし

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－該当なし
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。

(5) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方式に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 当拠点におけるサービス区分の内容

- ・豆のちから（社会福祉事業）－「就労継続支援B型」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物		40,289,093	972,122	39,316,971

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産） 39,316,971 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	40,289,093	972,122	39,316,971
構築物	1,219,203	72,139	1,147,064
機械及び装置	9,482,736	624,839	8,857,897
車輛運搬具	754,524	100,075	654,449
器具及び備品	1,083,171	288,323	1,094,848
合計	53,128,727	2,057,498	51,071,229

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債券の当期末残高
事業未収金	3,515,854	0	3,515,854

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 基本財産 建物

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より譲渡された。

(2) その他の固定資産

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より譲渡された。

(3) 設備等整備積立資産

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より譲渡され、1,271,222 円計上している。

(4) 設備資金借入金

・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より「独立行政法人福祉医療機構」から

の借入金を引き受け、期末残高は 18,655,000 円である。

(5) 長期運営資金借入金

- ・社会福祉法人設立に伴い、NPO法人まつかぜの会より「柳町美恵子理事長」からの借入金を引き受け、期末残高は 9,000,000 円である。

(6) 事業活動計算書及び貸借対照表における前年度の対比について

- ・当年度は、社会福祉法人設立年度であることから、前年度の数値は記載していない。

(7) 会計年度について

- ・当年度は、社会福祉法人設立が 7 月であることから、計算書類は 9 ヶ月で作成されている。